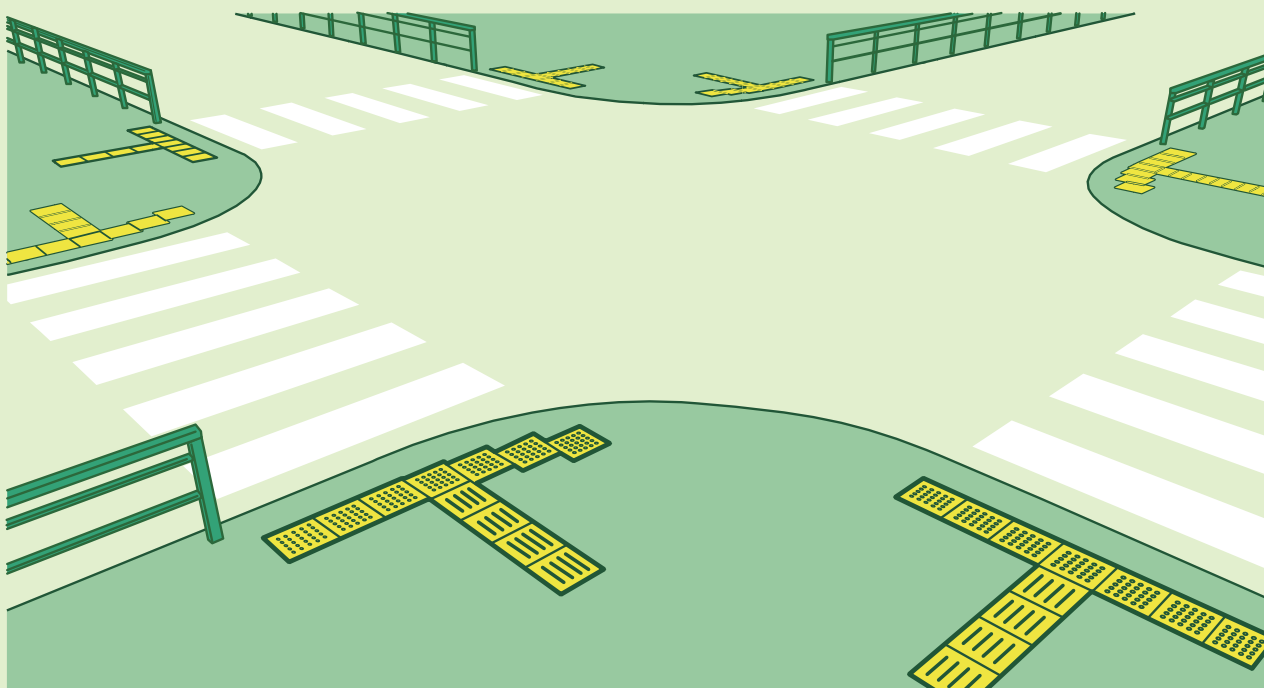


視覚障害者誘導用ブロック 整備ガイドライン（区道編）

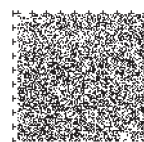
事例集



目次

■ 広い幅員の歩道における設置の方法 ----- 2	■ 狭い幅員の歩道における設置の方法 ----- 8
誘導用ブロックの敷設の基本的考え方 --- 2	誘導用ブロックの敷設の基本的考え方 --- 8
エスコートゾーンの設置のルール ----- 3	設置事例 狭い幅員の歩道① ----- 9
設置事例 広い幅員の歩道 ----- 4	設置事例 狭い幅員の歩道② ----- 10
設置事例 交通島 ----- 5	
設置事例 広場 ----- 6	改善の必要がある事例 ----- 11

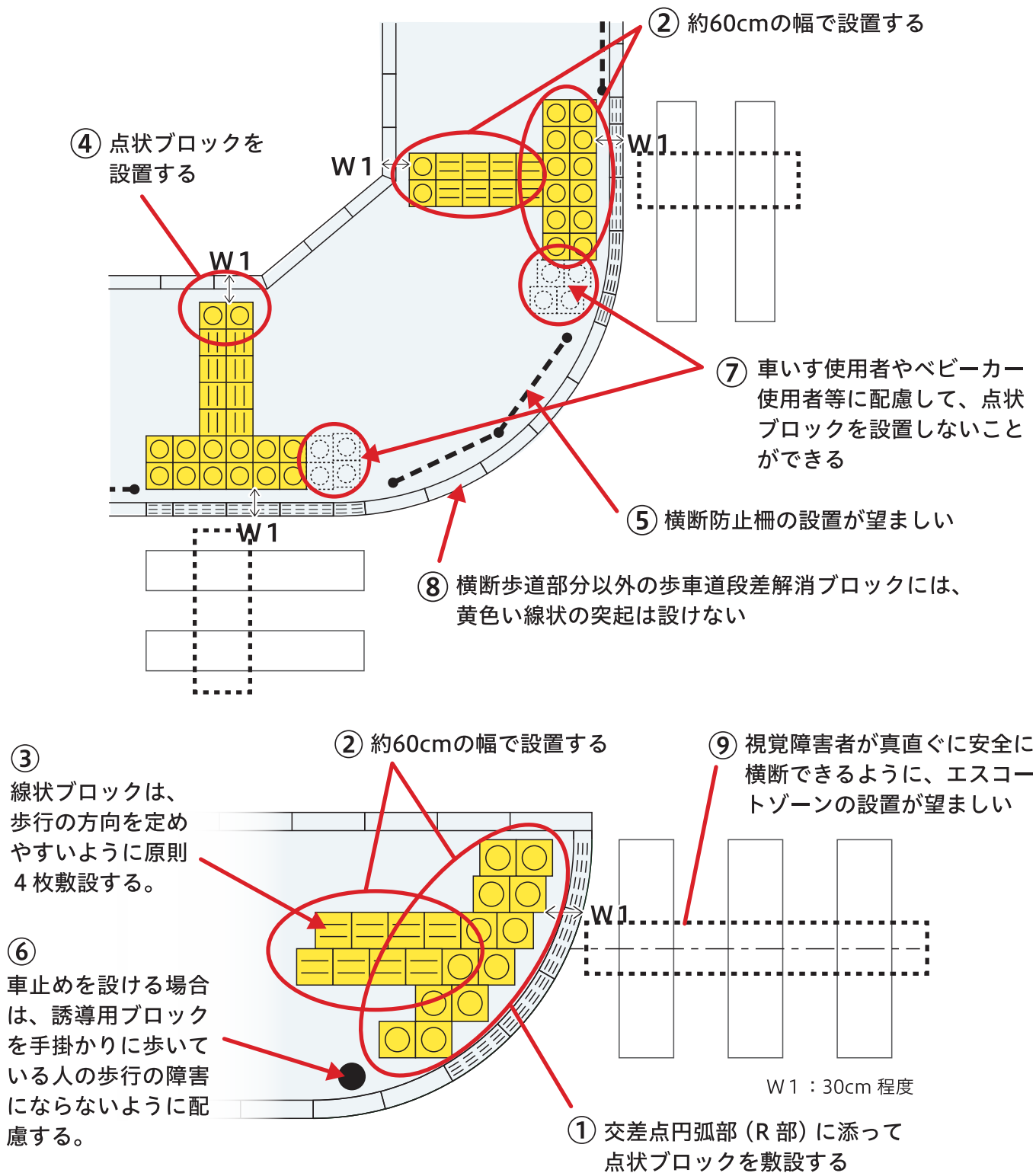
令和3年3月
大田区



広い幅員の歩道における設置の方法

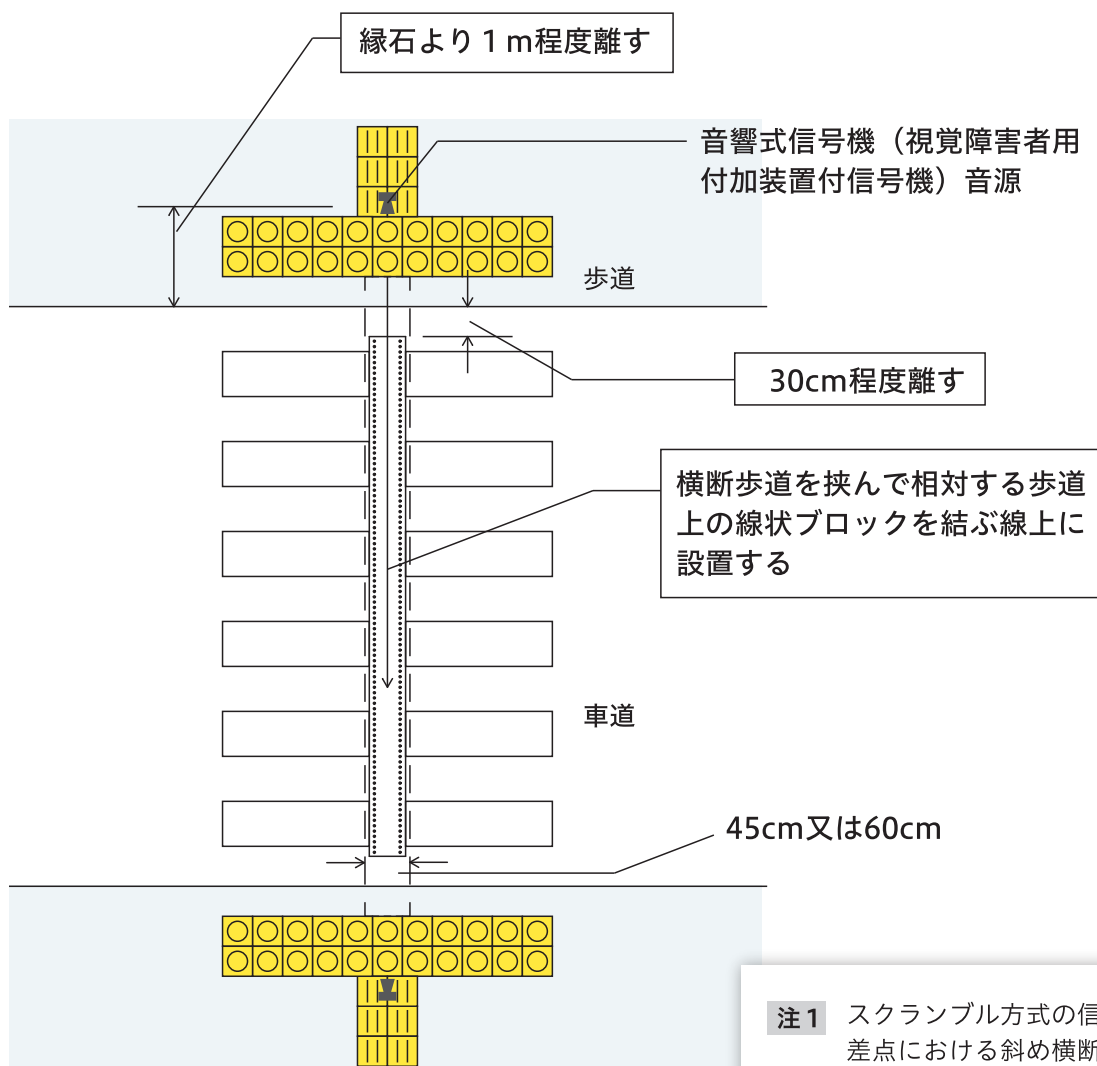
*歩道幅員2.5m以上(有効幅員2.0m以上)の区道及び生活関連経路に適用する。

誘導用ブロックの敷設の基本的考え方



■ エスコートゾーンの設置のルール

- ・エスコートゾーンは、「法定外表示等の設置指針について（通達）」（平成30年12月14日付け警察庁丁規発第129号）の1に位置付けられる



設置方法

- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置すること。
- (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離すこと。
- (3) 幅は、45cm又は60cmとすること。



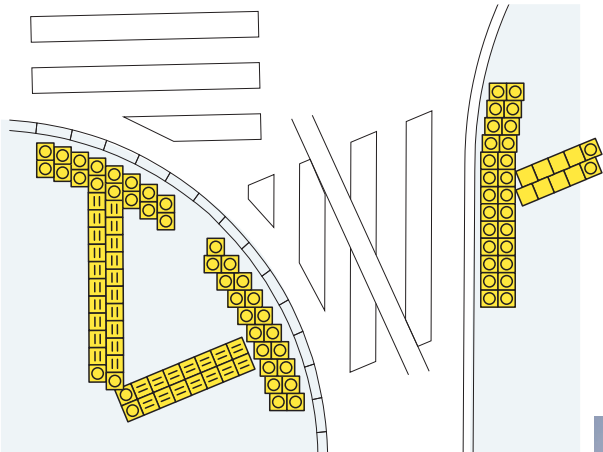
蒲田駅東口

注1 スクランブル方式の信号交差点における斜め横断用の横断歩道については、設置しない。

注2 突起体の消失、摩耗、変形等により、視覚障害者が検知することが困難にならないように、適切な維持管理をする。

注3 視覚障害者用付加装置付信号機と併用する場合は、エスコートゾーンの位置と信号機の音源位置を、できる限り整合させる。

梅屋敷駅前（西口交差点）



整備前



整備後

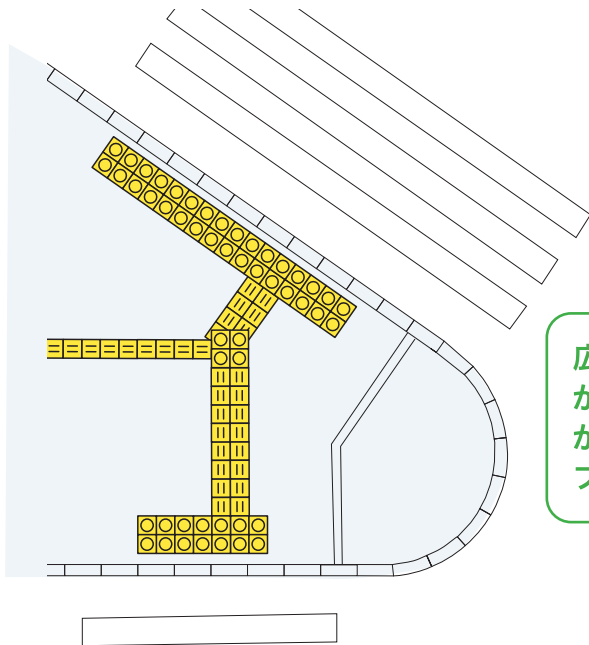


梅屋敷駅の高架化と、バリアフリー整備に伴い、周辺の道路と歩道の整備が行われ、歩車道の段差解消、誘導用ブロックの整備が実施されました。



- 京急連続立体事業に伴い、高架された後の関連側道の整備を行った。整備に先駆け、隣接する店舗などがすでに完成していたことから、歩きやすい歩道とする為に近隣と高さの調整などの協力を得ながら整備を進めた。
- 整備を進める中で、現地を利用する障がい者の方から意見をいただき、歩道の端部を歩いても、誘導用ブロックに気付くようにした。

大森駅 東口駅前広場 (交通島)

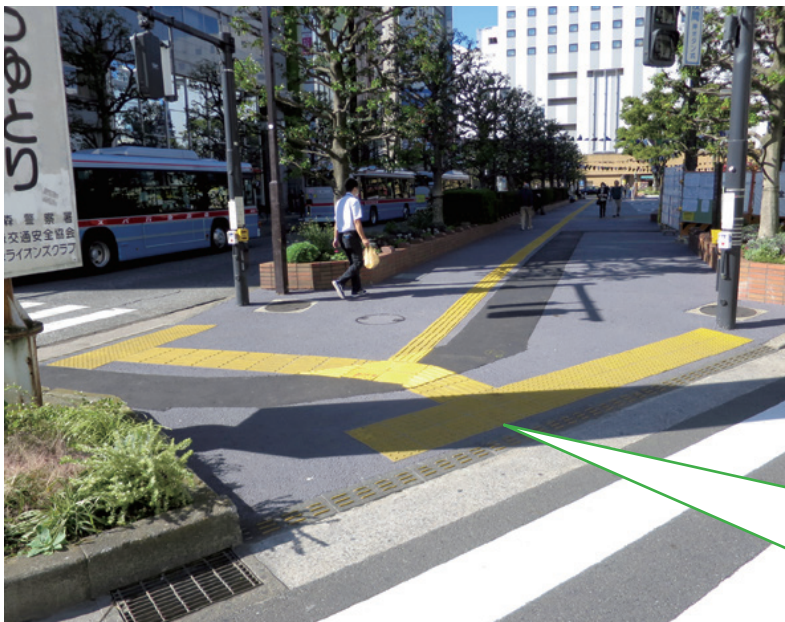


整備前

広い空間では、障がい者が歩行する時の手がかりが得にくいので、誘導用ブロックの敷設は有効。



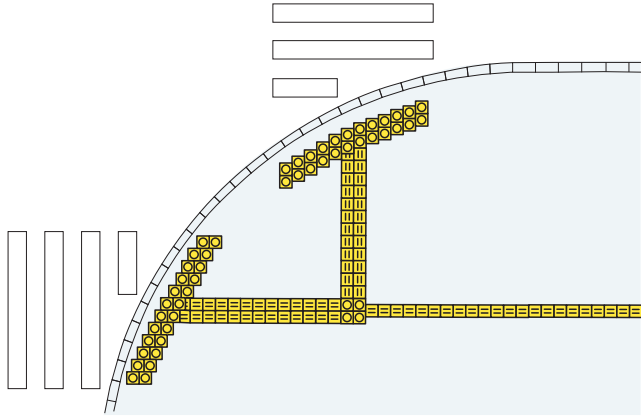
整備後



エスコートゾーンを整備すると視覚障がい者がより安全に横断できる。

- 距離の長い（幅員の広い）横断歩道を視覚障がい者が単独で歩行して渡る場合、方向を正確に保つことが難しい。そのため、エスコートゾーンの整備が望ましい。
- 本工事では、バリアフリーの観点から段差を解消するとともに、舗装デザインや誘導用ブロックにより、「歩行者空間」と「広場空間」のゾーニングをゆるやかに分けた。これにより、多様な使い方を可能とし、臨海部への玄関口にふさわしい快適で賑わいのある駅前歩行者空間の整備を行った。

羽田空港跡地 第1ゾーン交通広場



整備後



(交差点全景)



(バス停への誘導①)



(バス停への誘導②)

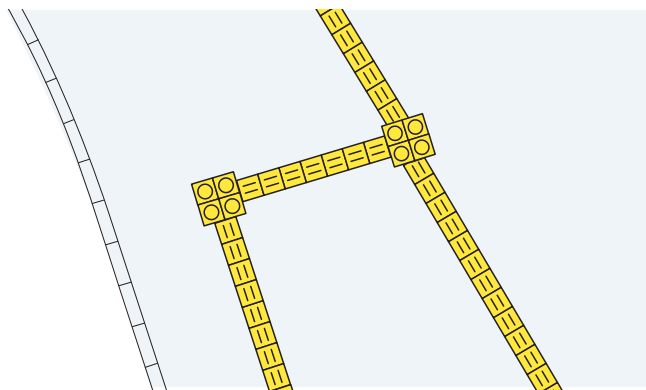
誘導用ブロックの両側に濃い灰色の舗装材を配置。



(バス停への誘導③)

- 誘導用ブロックの黄色を目立たせるため濃い灰色の舗装材を誘導用ブロック両側に配置するとともに、駅前交通広場の歩道全体の舗装デザインとの調和がとれるように、舗装材の色やデザイン、誘導用ブロックが分かりやすいように配置パターンを工夫した。

JR蒲田駅 西口駅前広場



整備後



整備前



(横断歩道への誘導)



(タクシー乗り場への誘導)



誘導用ブロックの両側に
濃い灰色の舗装材を配置。

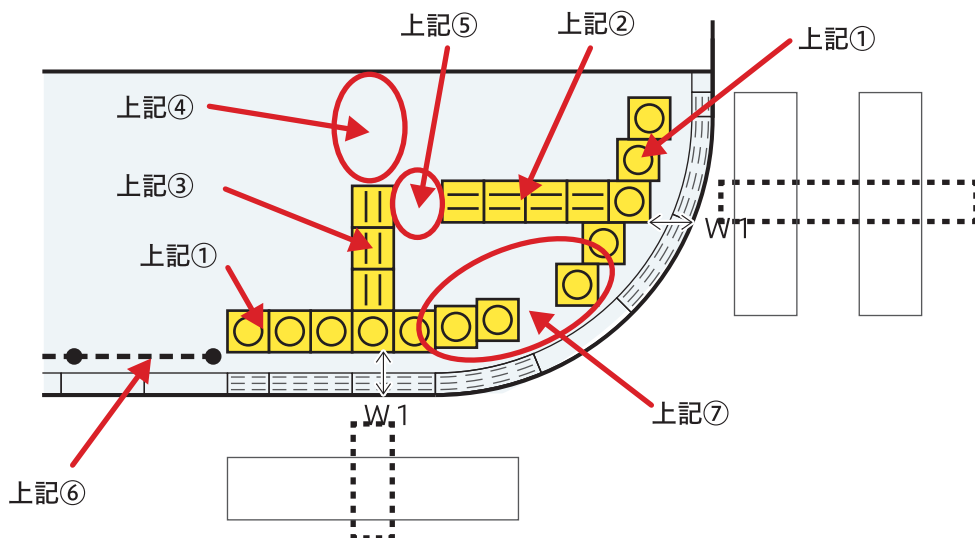
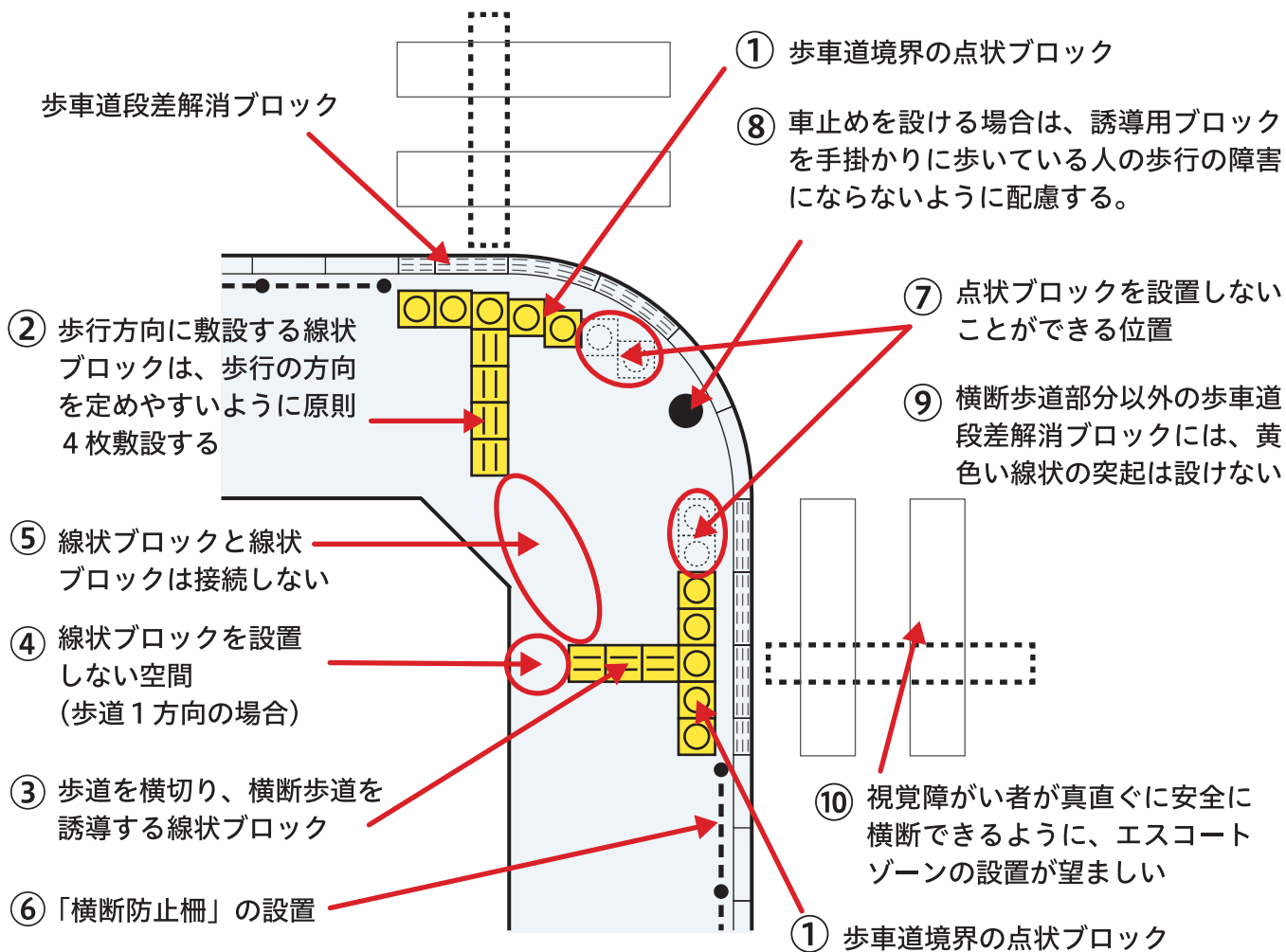
担当者のコメント

- 歩行者空間が広い当該広場においては、交通安全等イベント開催時の広場の使用形態や主な歩行者導線を考慮し、特に駅前広場にふさわしい整備となるよう努めた。
- 整備内容については、学識経験者が座長を務め、自治会、商店街などの地元関係者が構成員を務める会議で議論を重ねて決定した。

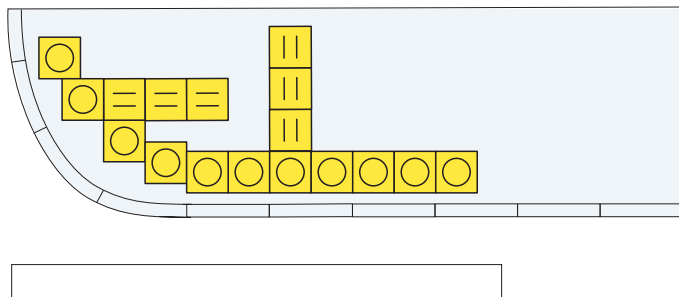
狭い幅員の歩道における設置の方法

*歩道幅員2.5m未満（有効幅員2.0m未満）の区道に適用する。

誘導用ブロックの敷設の基本的考え方



東糀谷一丁目 19 番先



整備前

整備後



エスコートゾーンの整備が望ましい。



歩行方向に敷設する線状ブロック。

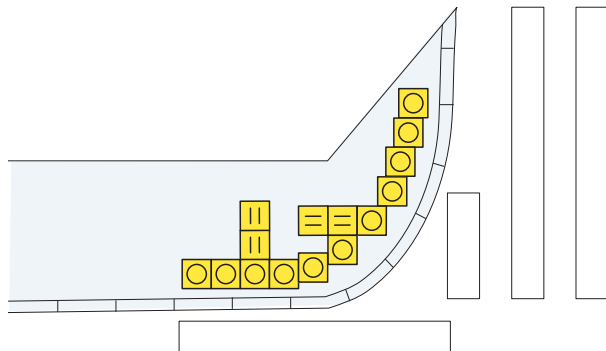


歩道を横切り、横断歩道に誘導する線状ブロック。

担当者のコメント

- 歩道を横切り、横断歩道に誘導する線状ブロックと歩行方向に敷設する線状ブロックの距離を確保し、歩行方向に敷設する線状ブロックを3枚以上敷設するために、歩道を横切り、横断歩道に誘導する線状ブロックを、横断歩道の中央から外して敷設している。
- 横断歩道を視覚障がい者が単独で歩行して安全に渡れるように、エスコートゾーンの整備が望ましい。

萩中1-4 (萩中神社角)



整備前



整備後



(部分拡大写真)



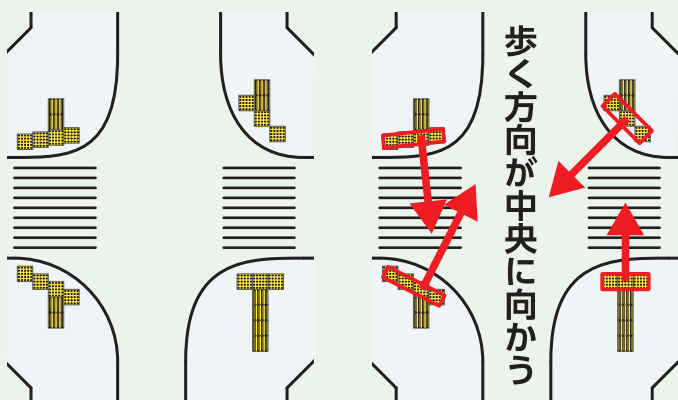
エスコートゾーンの整備が望ましい。

- 歩道幅員が約1.5mと狭いことと、横断歩道の白線位置が接近していることから、歩行方向に敷設する線状ブロックは2枚としている。
- 線状ブロックが2枚のため、歩行方向を定め難いことから、横断歩道内に、エスコートゾーンの敷設が望ましい。

改善の必要がある事例

①横断方向を間違える可能性の高い事例

- ◆ 交差点円弧部（R部）に設置された、左図のような階段状の点状ブロックは、下記右図の赤枠のように、一体的な点状ブロックだと足裏では認識される。
- ◆ 即ち視覚障がい者は、階段状の一体的なブロックを1本の点状ブロックとして認識することがある。
- ◆ その結果、一体的な点状ブロックに対して、直角に（交差点中央に向かって）歩行する危険がある。



- ◆ 上記の歩行道境界部の点状ブロックの場合、視覚障がい者は → の方向（交差点中央）に向かって歩く可能性が高く、危険である。

改善方針

- ガイドラインに基づいて改修する。

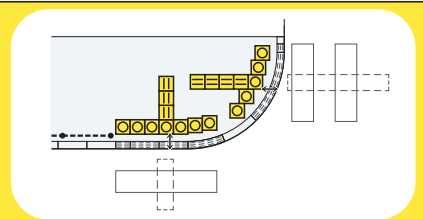
②誘導用ブロックが多すぎて歩行方向を迷う事例



- ◆ 狭い歩道の交差点部分で且つ2方向の横断歩道の白線が接近している場合、2方向に視覚障がい者を誘導するための線状ブロックが接近し、上写真のように、歩道の交差部分のほぼ全体が誘導用ブロックで埋まり、歩行方向を誘導できない。

改善方針

- 狭い歩道の交差点部分の誘導用ブロックは1列で敷設する。
- 歩道を横切り横断歩道に誘導する線状ブロックの位置は、横断歩道の中央よりも、交差点から遠い方にずらす。（右図参照）
- 横断歩道にエスコートゾーンを敷設することが望ましい。



視覚障害者誘導用ブロック
整備ガイドライン（区道編）

事例集

令和 3年3月

発行

大田区 まちづくり推進部 都市計画課

〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14

TEL：03-5744-1332 FAX：03-5744-1530
